

Ⅶ その他

1 いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等は、本校の全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組みべき、最優先の重要な課題である。

いじめをなくすためには、まずは、どの児童にとっても学校や学級が安心・安全な場所であること、全ての児童に活躍でき、認められる機会を提供していること、言い換えれば、「未然防止」につながる「居場所づくり」や「絆づくり」を推し進める必要がある。そのため、本校では、日頃から、人間尊重の精神を基底にすえ、知・徳・体のバランスのとれた児童の「生きる力」をはぐくむ教育の充実に努め、一人一人の輝く姿が見える学校づくりを目指している。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

また、いじめは、どの児童も成長途上で行い得る過ちであり、全ての児童がいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。大切なのは、それを早い段階で止めて、継続させず、命や心身をしっかりと守り切ること、そして、いじめを乗り越えることで、児童がいじめをしない人間関係のあり方を学んでいくことである。

いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進める。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

さらに、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ・不登校対策委員会等で行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかよからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

① 組織の名称「いじめ対策委員会」

② 組織の構成

校長・教頭・教務主任・人権教育主任（情報集約担当：岩木）・生徒指導担当・養護教諭
該当児童関係教職員

※必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表として学校運営協議会委員、

スクールカウンセラー、SSW等心理や福祉の専門家

③ 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有（情報集約担当者へ窓口を一元化）
- ・ いじめの事実の確認。対策案を練る（情報共有、組織的対応と役割分担）
- ・ 該当児童への指導、該当児童への対応
- ・ 学級への指導体制の強化、支援
- ・ 外部組織への協力要請
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

(4) 年間計画

① 年間の取組についての検証を行う時期（取組の評価、会議、校内研修等）

- 4月：基本方針の確認
- 6月：「心のきずなを深める月間」
アンケート実施と結果分析
教育相談の実施及び人権旬間の取組
- 7月：1学期の評価・検証
- 8月：校内・校外等研修の実施
- 10月：アンケート実施と結果分析
- 11月：教育相談の実施
- 12月：人権旬間の取組と2学期の評価・検証、「心のアンケート」実施
- 1月：「心のアンケート」結果分析
- 2月：教育相談の実施及び人権旬間の取組
- 3月：3学期の評価・検証

② いじめ未然防止の取組と実施時期

学級経営の充実：ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」等で児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

- ・ 特別の教科「道徳」
年間指導計画に沿って実施。道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・ 人権教育
各学期における人権旬間の取組と人権集会を実施する。
- ・ 体験活動
年間指導計画に沿って実施する。
- ・ 情報モラル教育
携帯・スマートフォンの安全利用について学習啓発活動を行う。
- ・ 児童会活動
縦割り班活動や日々の校門一礼等のあいさつ運動を実施する。
- ・ 「心のきずなを深める月間」
1学期の人権旬間等と連携して実施する。
- ・ 「命を大切にす」心を育む指導プログラム
年間指導計画に沿って実施する。
- ・ 授業改善に関わる取組
「学力充実」の研究発表を目指し日々取り組む。

③ いじめの早期発見の取組と実施時期

- ・ アンケート調査：6月、10月、12月 ・ 教育相談：6月、11～12月、2月 ・ 個別相談：適宜
- ・ 相談窓口の周知：学校便り、学級通信。学校ホームページ等で周知する。
- ・ 校内研修：6月、11月、3月 各人権旬間の総括を基に実施する。
- ・ チェックリスト活用：県教育委員会が作成したものを参照する。
- ・ 子供について語る日：毎週金曜日に設定し、情報交換、解決の道筋を探る。
- ・ ノート、日記指導：児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個

人ノートや日記等から交友関係や悩み等を把握したりする。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめと見られる行為を認めるときは、当該教職員が情報集約担当者に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話聞き取る体制をとる。
- ② いじめられた児童、知らせた児童への安全を確保する。
- ③ 情報集約担当者を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ④ 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の收拾に努める。
- ⑤ 御船町教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- ⑥ いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

(6) 重大事態への対応

① 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態の対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- ・ いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時
- ・ いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

③ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

④ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった際は、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

(7) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を、御船町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童。保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(8) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ その期間は、少なくとも3か月を目安。
 - ・ いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

